

NEWS LETTER 2023年 7月号

梅雨もそろそろ終わり、いよいよ夏本番というところでしょうか。

7月といえば土用の丑の日、今年の土用の丑の日は7月30日(日)だそうです。掲載内容につきご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せ下さい。



相続登記の義務化

令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。

相続登記が義務化されると、土地所有者が亡くなった際に亡くなった方の配偶者や子供といった相続人は、取得を知ってから3年以内に相続登記することが必要になります。

この登記を正当な理由なく怠れば10万円以下の過料が科される可能性があります。

この正当な理由には、●相続登記を放置したために相続人が極めて多数に上り、戸籍謄本等の必要な資料の収集や他の相続人の把握に多くの時間を要するケースや●遺言の有効性や遺産の範囲等が争われているケース、●申請義務を負う相続人自身に重病等の事情があるケース等が想定されているようです。

この相続登記の義務化に伴い、相続人申告登記という新たな制度が創設されました。

相続人申告登記とは、登記簿上の所有者について相続が開始したことと自らがその相続人であることを申し出る制度です。

この申出がされると、申出をした相続人の氏名・住所等が登記されますが、持分までは登記されません。この相続人申告登記を、相続登記申請義務の履行期間内(3年以内)に行うことで、申請義務を履行したものとみなすことができます。

また、添付書面として、申出をする相続人自身が被相続人(所有権の登記名義人)の相続人であることが分かる当該相続人の戸籍謄本を提出することで足りります。

ただし、相続人申告登記を行ったからといって、その不動産がその相続人の所有となるわけではありません。あくまで相続人申告登記は、その不動産の法定相続人、つまり不動産の所有者になる可能性がある者を公示するための制度で、権利変動を公示するという従来の登記とは全く異なる役割を持つ制度です。

事務所概要

当事務所は、平成18年開業、長崎県大村市に位置し、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、マンション管理士として、お客様からの幅広い相談に対応しております。地域に根ざし、迅速なサービスを心がけています。

平野旅人総合事務所 住所：長崎県大村市杭出津3丁目395-7

TEL：0957-46-6133 FAX：0957-46-6134 メール：info@hirano-office.biz

主な取扱業務

- ①不動産の登記(売買、贈与、担保設定、抹消、新築表題、増築、滅失、地目変更等)
- ②相続
- ③会社、法人にかかる登記債権、動産譲渡登記
- ④農地法の許可
- ⑤裁判手続